

大分県最低賃金 **899円**

1月有効求人倍率 **1.41倍**

相談専用ダイヤル **0120-601-540**

携帯・スマホから **097-532-3040**

Main Topix

宮崎政久厚生労働副大臣出席！ 賃金引上げ等をテーマとした 「大分県政労使会議」を開催しました！



佐藤大分県知事 宮崎厚生労働副大臣 佐藤大分労働局長

令和6年2月29日 大分県政労使会議 ～メッセージ～

私たちは、官民連携等によりデフレからの完全脱却を目指し大分県経済の好循環と県民の生活向上のため以下のテーマに一丸となり取り組めます。

- 1 所得増と成長の好循環によるデフレ脱却
- 2 物価上昇を上回る構造的な賃上げ
- 3 生産性の向上と適正な労務費の価格転嫁対策

大分県政労使会議構成員	
大分県	知事 佐藤 昭
大分県経営者協会	会長 藤田 誠
大分県商工会議所連合会	会長 吉村 善彰
大分県商工連合会	会長 利光 誠人
大分県中小企業団体中央会	会長 片岡 裕基
大分経済同友会	代表幹事 藤原 誠
日本労働組合総連合会 大分県連合会	会長 石本 健二
一般社団法人大分県銀行協会	会長 藤原 誠
経済産業省 九州経済産業局	局長 益村 公雄
厚生労働省 大分労働局	局長 松浦 正徳
アドバイザー	公益社団法人労働組合 九州事務局長 藤原 誠

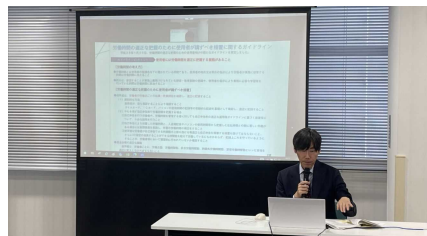
令和6年2月29日（木）、大分県と大分労働局は、生産性の向上と適正な労務費の価格転嫁等を通じた賃金引上げの機運を醸成するため、「大分県政労使会議」を開催しました。

会議には、宮崎政久厚生労働副大臣、佐藤樹一郎大分県知事を始めとした行政関係者と労使の代表者（連合大分、県経営者協会、県商工会議所連合会、県商工会連合会、県中小企業団体中央会等）11人が出席して、意見交換を行い、最後に、「所得増と成長の好循環によるデフレ脱却」「物価上昇を上回る構造的な賃上げ」「生産性の向上と適正な労務費の価格転嫁対策」に一丸となって取り組むとするメッセージを採択しました。

「令和5年度労働講座」を開催しました

県では、2月19日（月）に「令和5年度労働講座」を会場（大分市ソレイユ）及びオンラインの併用方式により開催し、合わせて約130名の方が受講しました。

今回の労働講座では「2024年問題を前に押さえておきたい労働法のポイント」と題し、内田・阿部法律事務所弁護士 阿部 貴史氏に労働時間の考え方等について分かりやすくご講演いただきました。



講演の様子



目次



- P1 大分県政労使会議 開催
令和5年度労働講座 開催
- P2 連合大分、政策・制度について大分県へ要請行動
高校生技能振興奨励賞表彰式 開催
令和6年度前期技能検定が実施されます
- P3 若年技能者育成の企業・団体を応援します
協会けんぽ大分支部の保険料率が変わります

- P4 医師の働き方改革特設サイト 開設
カスハラ対応等に関する改正旅館業法
- P5 春季年次有給休暇取得促進
主要労働経済指標
- P6 令和5年労働組合基礎調査結果
企業による奨学金返還支援制度 ご案内
- P7 労政・相談情報センターからのお知らせ
- P8 労委だより

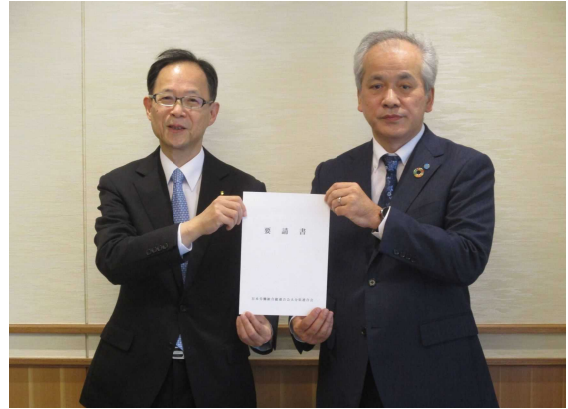


大分県人権啓発イメージキャラクター こころちゃん

連合大分、政策・制度について大分県へ要請行動

令和6年2月28日（水）、連合大分の石本健二会長が、大分県庁に佐藤樹一郎知事を訪ね、大分県に対し、政策・制度の要請を行いました。

石本会長はあいさつの中で、2024春季生活闘争に関し、「足もとは、人手不足や物価上昇の影響もあって大手企業は大幅な賃上げを表明している。全国的な賃上げの機運の高まりをしっかりと結果につなげ、秋の最低賃金の改定や来年の春闘に経済の好循環を繋げなければならない」と述べ、佐藤知事に対し、7項目からなる要請書を手渡すとともに、最低賃金の引上げに向けた取組への協力を求めました。



(左)佐藤樹一郎大分県知事 (右)石本健二連合大分会長

高校生技能振興奨励賞 表彰式が開催されました

高等学校在学中に技能検定2級または溶接技能者評価試験専門級に合格し、技能に関連する県内の事業所に就職する者に対して授与される高校生技能振興奨励賞の表彰式が、2月21日（水）に大分県庁で行われました。

この賞は、若手技能者の確保と技能の継承及び向上並びに県内就職の促進を目的として平成20年度に創設され、これまでに83名が受賞しています。

【令和5年度受賞者】

大分工業高等学校	機械科	小塩 咲哉 さん
鶴崎工業高等学校	機械科	植野 颯太 さん
	電気科	阿部 倅大 さん
		吉賀 替煌 さん



令和6年度前期技能検定が実施されます

技能検定は「働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する技能の国家検定制度」です。技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。試験に合格すると合格証書が交付され、「技能士」を名乗ることができます。

令和6年度の前期技能検定が下記のとおり実施されます

〈受検申請受付期間〉令和6年4月3日（水）から4月16日（火）まで

〈受検申請書について〉大分県職業能力開発協会において配布します。

（大分市大字下宗方字古川1035-1）

※実施職種・受検料等詳細は大分県職業能力開発協会のHPをご覧ください。

HPアドレス <http://www.noukai-oita.com/>



お問合せ

大分県職業能力開発協会 TEL097-542-3651
大分県商工観光労働部 雇用労働政策課 TEL097-506-3330

若年技能者の育成に力を入れている企業・団体を応援します！

本県経済の成長を支える重要な存在である中小企業の持続的な発展のためには、若年従事者の育成による生産性向上と技能・技術の継承を図っていくことが極めて重要です。

そこで、優秀な技能者の育成と技能の継承に積極的に取り組む企業を大分県が支援します。

(1) 【若年技能者育成企業支援事業費補助金】

従業員の技能検定受検に要する経費の一部を県が補助します！

- 対象者 大分県内の中小企業者
- 補助条件 技能士資格について月額1,000円以上の資格手当を設けている又は新設すること
- 対象経費 **令和6年度前期**技能検定受検に要する費用(受検料、講座受講料、教材費、材料費等)
- 補助内容 補助率 上記対象経費の2分の1
補助限度額 1人あたり 5万円
1企業あたり 50万円(10人分)
- ※予算に達し次第終了となります
- 申請期限 令和6年4月30日(火) 必着

(2) 【大分県技能人材育成表彰】

優秀な技能者の育成と技能の継承に取り組む中小企業等を表彰します！

- 対象者 大分県内の中小企業者・企業組合・協業組合
- 要件 県内での直近の事業実績が5年以上あり、技能者の人材育成に積極的に取り組んでいること等
- 応募期限 令和6年7月31日(水)

※補助金・表彰の詳細は大分県ホームページでご確認ください。(「大分 技能人材育成」で **検索**)

お問合せ 大分県商工観光労働部 雇用労働政策課 TEL 097-506-3330

《 協会けんぽ大分支部からのお知らせ 》

協会けんぽ大分支部の保険料率が変わります

	令和6年2月分(3月納付分)まで	▶	令和6年3月分(4月納付分)から
健康保険料率	10.20%		10.25%
介護保険料率	1.82%		1.60%

(詳しくはこちら)

※健康保険料と介護保険料は労使折半となります。
 ※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
 ※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。
 ※任意継続被保険者の方は、令和6年4月分の保険料率から変更となります。

協会けんぽの保険料率は、各都道府県の医療費水準に基づいて決定されます

**皆さまの取り組みが
保険料率上昇を抑える
大きな力になります**

- 1 年に1回 健診を受けていただくこと
- 2 特定保健指導の利用や医療機関の早期受診で 疾病の重症化を防ぐこと
- 3 事業所を挙げての健康づくり(健康宣言)

などに取り組んでいただくことで、**大分支部の医療費の伸びが抑えられ、皆さまの保険料の負担を小さくすることにつながります。**

さらに協会けんぽでは、皆さまの健康づくりの取り組みを保険料率に反映する「インセンティブ制度」を導入しています。保険料率の上昇抑制に向け、取り組みへのご協力をお願いします。

協会けんぽ大分 インセンティブ制度

全国健康保険協会 大分支部
協会けんぽ

〒870-8570 大分市金池南1-5-1 ホルトホール大分(MNCタウン2階)
Tel. 097-573-5630

「医師の働き方改革」特設サイト開設のご案内

令和6年4月から建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の「働き方改革」を進めるため、時間外労働の上限規制が適用となります。

厚生労働省では、このたび、「医師の働き方改革」に関する特設サイトを公開いたしました。

令和6年4月から始まる医師の働き方改革関連制度についての情報発信や主に医療機関などで配布していただくポスター、リーフレットなどの広報物を公開しています。

建設事業、自動車運転業務、医師の時間外労働上限規制の適用について

長時間労働の背景に、業務の特殊性や取引慣行の課題があることから、時間外労働上限規制の適用が猶予されていた以下の事業・業務については、令和6年4月1日から上限規制が適用されます。

○建設事業

災害の復旧、復興の事業を除き、上限規制が全て適用

○自動車運転業務

ただし、特別条項付き36協定を締結する場合の年間上限は960時間

○医師

ただし、特別条項付き36協定を締結する場合の勤務医は原則的に年間上限は960時間 など

詳しくは、「適用猶予業種の時間外労働の上限規制特設サイト『はたらきかたススめ』」とあわせてご確認ください。

「医師の働き方改革特設サイト」

<https://iryuu-ishi-hatarakikata.mhlw.go.jp/>

医師の働き方改革



検索

「はたらきかたススめ特設サイト」

<https://hatarakikatassume.mhlw.go.jp/>

はたらきかたススめ



カスタマーハラスメント対応等に関する 改正旅館業法が施行されました

～宿泊者も従業員も、誰もが気持ちよく過ごせる宿泊施設に～

旅館業法においては、旅館業の営業者は、公衆衛生や旅行者等の利便性といった国民生活の向上等の観点から、一定の場合を除き、宿泊しようとする者の宿泊を拒んではならないと規定しています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の流行期において、「いわゆる迷惑客について、営業者が無制限に対応を強いられた場合には、感染防止対策をはじめ、本来提供すべきサービスが提供できない」等の意見が寄せられたことにより、こうした情勢の変化に対応して、旅館業法等の一部改正を行う法律が成立し、令和5年12月13日に施行されました。主な改正内容は以下のとおりです。

① 宿泊拒否事由の追加

カスタマーハラスメントに当たる特定の要求を行った者の宿泊を拒むことができる。

② 感染防止対策の充実

特定感染症が国内で発生している期間に限り、宿泊者に対し必要な限度で、特定感染症の感染防止に必要な協力を求めることができる。また、既存の宿泊拒否事由の1つである「伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき」が「特定感染症の患者等であるとき」と明確化。

③ 差別防止の徹底等

特定感染症のまん延防止対策を適切に講じ、特に配慮を要する宿泊者に対して適切な宿泊サービスを提供するため、従業者に対し必要な研修の機会を与えるよう努めなければならない。

など

※改正事項の詳細や相談窓口については、厚生労働省のHPをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/kaiseiryokangyohou/>



春季における年次有給休暇の取得促進について

～春の連続休暇には、ココロとカラダ、リフレッシュ～

年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

■年5日の年次有給休暇を確実に取得しましょう。

全ての企業において、年10日以上の子次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要です。

■労使協定によって時間単位の年次有給休暇の活用もできます。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。



年次有給休暇を
上手に活用し
働き方・休み方
を見直しましょう



春の連続休暇には、
ココロとカラダ、リフレッシュ。

年休取得促進
特設サイト



- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

主要労働経済指標

項目 年月	賃金の動き						労働時間の動き					
	現金給与総額(円)		定期給与(円)		特別給与(円)		総実労働時間(時間)		所定内労働時間(時間)		所定外労働時間(時間)	
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県
令和2年平均	365,100	313,197	293,056	258,210	72,044	54,987	140.4	146.7	129.6	136.9	10.8	9.8
3年平均	368,493	309,022	296,652	255,452	71,841	53,570	142.4	148.3	130.8	136.7	11.6	11.6
4年平均	379,732	317,356	303,496	262,270	76,236	55,086	143.2	146.4	131.0	133.7	12.2	12.7
令和5年 8月	318,026	283,472	307,325	262,867	10,701	20,605	139.3	141.2	128.1	130.1	11.2	11.1
9月	317,453	266,314	308,600	262,904	8,853	3,410	143.4	145.2	131.4	133.1	12.0	12.1
10月	319,761	269,802	311,011	268,553	8,750	1,249	146.4	147.1	133.9	135.6	12.5	11.5
11月	330,677	279,340	310,936	269,770	19,741	9,570	146.3	148.6	134.0	136.5	12.3	12.1
12月	712,710	560,507	311,175	265,482	401,535	295,025	143.3	142.8	131.2	131.4	12.1	11.4
資料出所	厚生労働省「毎月勤労統計調査」(規模30人以上) (大分県) 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模30人以上)											
項目 年月	一般職業紹介状況(学卒除く、パート含む)				消費者物価指数(総合)R2年=100		鉱工業生産指数(季調済)R2年=100		1世帯当り(勤労者世帯)家計消費支出(円)			
	新規求人倍率(季節調整値)		月間有効求人倍率(季節調整値)									
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分市	全国	大分県	全国		大分市	
令和2年平均	1.90	1.79	1.10	1.12	100.0	100.0	100.0	89.5	305,811		293,537	
3年平均	2.08	1.92	1.16	1.21	99.8	99.5	105.4	91.1	309,469		289,318	
4年平均	2.30	2.19	1.31	1.40	102.3	101.2	105.3		320,627		327,046	
令和5年 8月	2.31	2.24	1.30	1.40	105.9	104.4	103.1	94.6	311,510		294,277	
9月	2.25	2.07	1.29	1.39	106.2	104.7	103.6	96.1	311,728		315,570	
10月	2.25	2.12	1.29	1.42	107.1	105.2	104.9	94.7	330,590		296,179	
11月	2.25	2.16	1.27	1.41	106.9	105.2	104.0	92.2	301,718		276,460	
12月	2.25	2.16	1.27	1.41	106.8	105.2	105.5	87.9	348,859		344,636	
資料出所	厚生労働省	大分労働局	厚生労働省	大分労働局	総務省統計局「消費者物価指数」		経済産業省「鉱工業生産動向」	県統計調査課「鉱工業生産指数月報」	総務省統計局「家計調査」			

(注) 一般職業紹介状況の年平均は年度平均、月次は季節調整値。年度平均は原数値
大分県鉱工業生産指数の基準年は平成27年=100、令和4年平均は未公表

令和5年労働組合基礎調査結果のお知らせ

厚生労働省では、我が国におけるすべての労働組合を対象として、毎年6月30日現在の労働組合数、労働組合員数、加盟組織系統等を調査する「労働組合基礎調査」を実施しています。

この調査結果を用いて、県が独自に集計した本県の労働組合の概要についてお知らせします。

◎労働組合数について

労働組合数は440組合で、前年に比べ、5組合減少しました。

◎労働組合員数・推定組織率について

非単位等※を含む労働組合員数は、73,291人と前年に比べ、1,782人減少しました。

推定組織率は14.4%で、前年に比べ、0.4ポイント低下しました。

産業別の労働組合員数（非単位等を含まない）は、製造業が最も多く18,288人（構成比27.7%）、次いで公務（他に分類されるものを除く）11,272人（構成比17.1%）、卸売業、小売業5,669人（構成比8.6%）の順となっています。

労働組合員数のうちパートタイム労働者（非単位等を含む）は7,090人で、前年に比べ、371人減少しました。全労働組合員数（73,291人）に占める割合は9.7%で、前年に比べ、0.2ポイント減少しました。

大分県内の労働組合数、労働組合員数、推定組織率

年	組合数	増減	組合員数(非単位等を含まない)		組合員数(非単位等を含む)		推定組織率 (全国)		
			増減	推定組織率	増減	推定組織率			
令和元年	476	△4	70,664	238	14.0%	76,600	587	15.2%	16.7%
令和2年	459	△17	69,922	△742	14.1%	76,944	344	15.5%	17.1%
令和3年	455	△4	68,796	△1,126	13.7%	76,043	△901	15.2%	16.9%
令和4年	445	△10	67,654	△1,142	13.3%	75,073	△970	14.8%	16.5%
令和5年	440	△5	66,095	△1,559	13.0%	73,291	△1,782	14.4%	16.3%

※非単位等：非単位労働組合及び非独立組合員をいう。
 非単位労働組合 本調査の労働組合の定義(自ら規約を有し、独自の意思決定をなし、かつ、これを執行する機関及び会計を有し、労働者の団体として独自の活動を行ないえる体制が備わっているもの)には該当しないが、これに準ずる組織
 非独立組合員 [本部一分会]等の構成をもつ労働組合で、分会等に属さず、直接、本部や連合組合などの上部組合に属している組合員
 ※推定組織率：雇用労働者数に占める労働組合員数の割合。経済センサスと毎月勤労統計調査の結果から推計。

詳細は、大分県HP「おおいたの労働」⇒「統計・調査」をご覧ください。

大分県商工観光労働部 雇用労働政策課 労働相談・啓発班 Tel 097-506-3353

企業による奨学金返還支援（代理返還）制度のご案内

独立行政法人日本学生支援機構では、同機構の貸与奨学金（第一種奨学金・第二種奨学金）を受けていた社員に対し、企業が返還金額の一部または全額を代理で直接返還できる制度を導入しています。

企業は代理返還金を給与として損金算入できるほか、「賃上げ促進税制」の対象になり得ますので、優秀な人材の確保・定着に向けて、ぜひ本制度の活用をご検討ください。

詳細は、日本学生支援機構ホームページをご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kiyoshien/index.html>または⇒



お問い合わせ 独立行政法人日本学生支援機構
 奨学事業戦略部 奨学事業総務課 総務係 TEL03-6743-6029

大分県労政・相談情報センターからのお知らせ

大分県労政・相談情報センターの労働相談（4月～5月）

大分県労政・相談情報センターは、賃金や労働時間などの労働条件、退職や解雇など、働くこと、雇うことに関するトラブルが合理的、円満に解決されるよう、中立的な立場で問題点を整理しアドバイスします。労働者、フリーランス、使用者の方などの相談に応じます。

一般労働相談	<p>労働に関する労使間のトラブルや疑問などの解決に向けアドバイスします。 相談日 月～金曜日 8:30～17:15 土日祝日と12/29から1/3はお休みです。 相談は来所又は電話によります。</p>
出張労働相談	<p>月1回行う出張相談会です。弁護士にも相談できます。 4月18日(木) J:COMホルトホール大分 405会議室(大分市) 受付 13:00～16:00(相談は16:30まで) 5月16日(木) 佐伯市役所 6階大会議室(佐伯市) 受付 13:30～15:30(相談は16:00まで)</p>
メール相談	<p>来所、電話相談が困難な場合には、メール相談をお受けしています。 継続相談が必要な場合は、来所又は電話相談になります。 ご相談は、こちらから https://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rsodan.html</p>
<p>年度当初の労働お悩み集中相談会</p> <p>4月12日(金)～14日(日) 金曜日夜間、土日の相談会です</p>	<p>4月は新年度を迎え、解雇や退職強要、契約更新、新たな労働契約の締結や異動による人間関係の変化やハラスメントに関する事など、相談が増える時期となります。 センターが開所している平日の昼間に勤務し、相談できない労働者の方へ開所時間を拡大して相談会を実施いたします。 労働関係の悩みを抱えている方は、一人で悩まずご相談ください。 4月12日(金) 8:30～20:00 4月13日(土)・14日(日) 9:00～18:00 会場：大分県労政・相談情報センター(県庁舎本館7F雇用労働政策課内) 電話相談も可能です。</p>
<p>働き方のトラブル集中労働相談会</p> <p>5月10日(金)～12日(日) 金曜日夜間、土日の相談会です</p>	<p>日常の仕事の中で、労働のトラブルに悩んでいませんか。 新年度を迎えてから1か月が経過し、労働契約の締結や異動による人間関係の変化、年度当初の残業の増加など、ゴールデンウィーク明けは相談が増える時期です。 職場で困ったことがあったら、一人で悩まずご相談ください。 5月10日(金) 8:30～20:00 5月11日(土)・12日(日) 9:00～18:00 会場：大分県労政・相談情報センター(県庁舎本館7F雇用労働政策課内) 電話相談も可能です。</p>

電話相談は 固定電話からはフリーダイヤル0120-601-540 スマホ・携帯電話からはTEL097-532-3040

秘密厳守・相談無料・予約不要

お問合せ

大分県労政・相談情報センター(大分県雇用労働政策課内)
TEL097-532-3040

◆◆労委だより◆◆

令和6年1月～2月の概況等

大分県労働委員会

(1) 取り扱い件数（令和6年1月～2月）

◎労働争議の調整

種別	新規 A	12月から繰越 B	終結 C	3月へ繰越 (A+B)-C
あっせん	1	0	0	1

(2) 令和5年の不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況

令和5年は、①不当労働行為事件の取扱いはありませんでした。

②労働争議の調整は、4件の取扱いがあり、3件が解決、1件が取下げで終結となっています。

③個別労働関係紛争のあっせんは、1件の取扱いがあり、解決で終結となっています。

詳細については下記リンクにてご覧ください。

URL: <https://www.pref.oita.jp/soshiki/23100/osirase.html>



(3) 『悩まず どんとこい労働相談週間』の実施状況

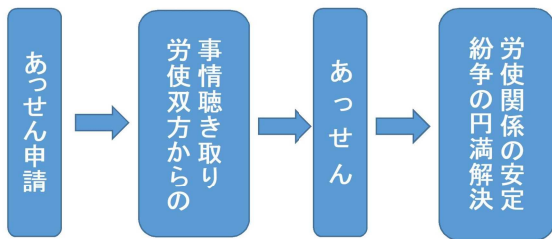
大分県労働委員会では、労働委員会制度の周知を図るため、2月第1週(1日～7日)を「悩まず どんとこい労働相談週間」として、夜間、土日を含めた集中労働相談会を実施しました。期間中は、20人(労働者20人)の方から、41件のご相談をいただきました。相談内容の上位3項目は、①セクハラ・パワハラ、②賃金未払い、③労働契約、休日・休暇等となっています。

(4) 大分県労働委員会の「あっせん制度」

労働者と使用者との間でトラブルが発生した場合に、裁判のように主張や証拠調べを行うのではなく、「あっせん員※」が公正中立の立場から労使双方の主張を聴いて、お互いの歩み寄りによる解決をお手伝いする制度です。

なお、申請は労働者、使用者どちらからも可能です。

※あっせん員・・・労使紛争の専門家である労働委員会の公益委員・労働者委員・使用者委員からそれぞれ1名ずつ指名されます。



●「あっせんの特徴」をご説明します。

- ①申請からあっせんに至るまでの手続き費用は無料です。
- ②原則1日(申請日～あっせん実施日までの期間は除く)で終了しますので、短期間での解決が可能です。
- ③希望がある場合は、相手方と顔を合わせず実施することも可能です。
- ④非公開での実施ですので、あっせんの情報が外部に漏れることはありません。

※労使双方のどちらかが話し合いに応じない場合など、あっせんを開始できないこともあります。

あっせんの詳しい内容については、大分県労働委員会事務局までお問い合わせ下さい。(平日9時～17時に相談を受け付けています。)

〈お問合せ・ご相談先〉

大分県労働委員会事務局

☎ 097-536-3650(相談ダイヤル)、097-506-5241

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号(県庁舎本館3階)

URL: <https://www.pref.oita.jp/soshiki/23100/>



「労働おおいた」へのご意見・ご感想お待ちしております。

(製作・発行) 大分県商工観光労働部雇用労働政策課

〒870-8501 大分市大手町3-1-1

TEL. 097-506-3353 FAX. 097-506-1756

E-mail: a14310@pref.oita.lg.jp



Web労働おおいた

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rodoaita-0000.html>

おおいたの労働

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/>